

令和7年12月24日

関係団体の長 殿

富山県厚生部長  
(公印省略)

麻薬等の廃棄立会い業務の変更について

平素より、本県の薬務行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

麻薬及び向精神薬取締法第二十九条、覚醒剤取締法第二十二条の二及び第三十条の十三に基づき、麻薬、覚醒剤及び覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、それらを取り扱う業務所の所在地の都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いのもとに廃棄しなければならないとされています。

本県では、これまで薬事指導課職員が廃棄に立会うこととしておりましたが、令和8年1月1日より、業務の迅速化と効率化を図るため、富山市以外の業務所(麻薬については、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者または麻薬管理者が業務上麻薬を取り扱う施設に限る。)につきましては、原則として各厚生センター・支所職員が廃棄の立会いを行うこととしたのでお知らせします。来年1月以降、廃棄立会いの日程調整等は、各厚生センター・支所からご連絡させていただきます。

なお、廃棄届の提出は、従前のとおり薬事指導課あてにお願いいたします。

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 事務担当   | 薬事指導課 薬事係                      |
| 電話番号   | 076-444-3234 (直通)              |
| E-mail | ayakujishido@pref.toyama.lg.jp |